

信用格付での会計上の見積り開示の活用

後藤 潤

目 次

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. はじめに | 4. 見積り開示の信用格付への活用可能性 |
| 2. 信用格付における財務分析 | 5. KAMの信用格付への活用可能性 |
| 3. 見積り会計基準の特徴と分析上の有用性 | 6. 終わりに |

2021年3月期から見積り会計基準の適用が始まった。信用格付の実務において見積りの不確実性に関する情報は有用であり、会計上の見積りの算出方法、主要な仮定、翌年度の財務諸表に与える影響などの開示は中期的な予測財務諸表の作成に活用できる。各社の有価証券報告書の重要な会計上の見積りの注記の中には、有益な開示も一定数みられた。基準の目的を十分理解した上で、見積りの不確実性の判断に資する情報の積極的な開示を望む。

1. はじめに

2020年3月31日に企業会計基準委員会より企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、見積り会計基準)が公表され、原則、2021年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用されている。国際会計基準1号「財務諸表の表示」125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」が、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報であるとして、日本基準でも注記情報として求める声が

高まり、検討、公表されたものだ。

現在の企業会計においては、減損会計における固定資産の減損損失の計算や税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の検討、貸倒引当金をはじめとする各種引当金の計上等様々な財務諸表項目で見積り計算がなされている。会計上の見積りは、資産及び負債、収益及び費用などの金額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出したものである。当然のことながら、その後の会計期間で実績が確定したとき、実績と見積り金額では程度の差こそあれ相違が生じる。財務諸表利



後藤 潤 (ごとう じゅん)

(株)格付投資情報センター 格付本部副本部長 兼 コーポレート4部長、チーフアナリスト、公認会計士。1994年早稲田大学商学部卒業、同大学院ファイナンス修士。朝日監査法人(現・あずさ監査法人)を経て、2005年(株)格付投資情報センター入社、2021年4月より現職。日本証券アナリスト協会企業会計研究会委員及びサステナビリティ報告研究会委員、財務会計基準機構リース会計及び税効果会計の専門委員会委員などを務める。